

2024年 7月 11日

### 令和6年7月9日からの大雨災害等に対する金融上の措置について

この度の大雨により被災されました皆さま方に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

当金庫では、災害救助法が適用された島根県内の被災者の皆さまに対しまして、状況に応じ下記の金融上の措置を講ずることといたしましたのでお知らせいたします。

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応じます。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて払戻しに応じます。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じます。また、当該預金等を担保とする貸付にも応じます。
4. 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立が出来ることとします。
5. 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮をいたします。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮します。
6. 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じます。
7. 国債を紛失した場合の相談に応じます。
8. 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けているお客さまの便宜を考慮した適時的確な措置を講じます。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に応じます。
10. 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いとします。

本件に関するお問い合わせ先  
島根中央信用金庫経営企画部  
TEL (0853) 20-1000



※ 「ユースエール認定制度」とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

